

高等学校における 知的財産権侵害防止教育 学習指導案

令和2年11月30日作成

標準型

若者がコピー商品(注)を買わないよう啓発するため、「買わない 売らない 買わせない！」をキャッチコピーに実施している「令和2年度コピー商品撲滅キャンペーン」の一環として、全国公民科・社会科教育研究会のご協力を得て、コピー商品に関する正しい知識を生徒に教える、知的財産権侵害防止教育の授業を実践するための学習指導案を作成しました。

高等学校の学習指導要領に準拠し、「現代社会」と「政治・経済」における消費者教育と知的財産権教育に対応し、「標準型」、「ディスカッション重視型」及び「調査+ディスカッション重視型」の3種類の学習指導案をご用意しました。

各学習指導案に合わせて、生徒に配布する資料やハンドアウト等のPDFをプリントアウトできるようになっておりますので、是非、ご活用ください。

(注)この学習指導案では、「知的財産権」を侵害している商品等を「コピー商品」と総称します。

1 主題

どうしたらコピー商品を撲滅することができるのか。

2 単元

消費者教育にかかる授業を想定すると現行の学習指導要領に準拠すれば次の①と②が考えられる。

①「現代社会」の「2 内容」の「(2)現代社会と人間としての生き方あり方」の「エ 現代の経済社会と経済活動のあり方」の「個人や企業の経済活動における役割と責任」において「3 内容の取扱い」(2)イ(オ)の指示に従って消費者教育の中で扱うこととなる。

②「政治・経済」の「2 内容」の「(2)現代の経済」の「ア 現代経済の仕組みと特質」の「市場経済の機能と限界」において「3 内容の取扱い」(2)イの指示に従って消費者教育の中で扱うこととなる。

なお、知的財産権にかかる授業となれば、

③「現代社会」の「2 内容」の「(2)現代社会と人間としての生き方あり方」の「ウ 個人の尊厳と法の支配」の「国民の権利の保障」において日本国憲法の基本的人権の学習における自由権的基本権の経済活動の自由に関して、知的財産権の学習において扱うことができる。

④「政治・経済」の「2 内容」の「(1)現代の経済」の「ア 民主政治の基本原則と日本国憲法」の「基本的人権の保障と法の支配」において日本国憲法の基本的人権の学習における自由権的基本権の経済活動の自由に関して、知的財産権の学習において扱うことができる。

3 目標

上述「2 単元」にそくして次の目標が考えられる。

- ①であれば、消費者に関する問題の一例としてコピー商品の撲滅を主体的に考察し、公正に判断し、良識ある公民としての基礎を養うことが目標となる。
- ②であれば、消費者に関する問題の一例としてコピー商品の撲滅をとおして消費者問題解決という課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民としての能力と態度を育てることが目標となる。

ちなみに、

- ③であれば、知的財産権を例に、幸福、正義、公正等を用いて「どうしたらコピー商品を撲滅することができるのか」を具体的に考察させることが目標となる。
- ④であれば、知的財産権を例に、基本的人権を尊重し擁護することの意義を理解させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てることが目標となる。

4 学習指導案

Ⅰ (1) 評価規準

| ア 関心・意欲・態度 | イ 思考・判断・表現 | ウ 技能 | エ 知識・理解 |
|---|--|----------------------------------|-----------------------------------|
| ①身のまわりにあるブランド品について知ろうとしたか。 | ①なぜコピー商品を買ってはいけないのかを考えることができたか。 | ①資料を正確に読み取ることができたか。 | ①ブランドについて知ることができたか。 |
| ②資料を積極的に見ようと、内容をまとめ、ディスカッションに積極的にかかわろうとしたか。 | ②資料の内容をまとめ、主張を他者と共有しつつディスカッションにおいて自らの主張を正確に述べることができたか。 | ②読み取った内容を適切に共有できたか。 | ②ブランド品の中にはコピー商品が存在することを認識できたか。 |
| ③「コピー商品を買わない、売らない、買わせない」ための方策を考えようとしたか。 | ③どうしたらコピー商品を撲滅することができるのか考えることができたか。 | ③ディスカッションをとおしていっそう望ましい合意形成ができたか。 | ③なぜコピー商品を買ってはいけないのかを理解することができたか。 |
| | | | ④コピー商品を買わないためのチェックポイントを知ることができたか。 |

I (2) 本時の展開

| 時間 | ○学習内容 ・学習活動 | 指導上の留意点・配慮事項 | 評価規準(評価方法) |
|---|--|---|---|
| 導入 10分  | ○ブランドについて知る。 ・身のまわりにあるブランド品を意識する。 ・動画を視聴し、コピー商品を購入することの問題点を理解する。 ○コピー商品の製造や販売は違法行為であることを理解する。 | ・文具や持ち物など、身のまわりにあるブランド品から商標権を、教科書などの書籍から著作権を意識させる。 ・ 特許庁令和2年度スペシャルムービー『買わない 売らない 買わせない!』(YouTubeが開きます。外部サイトへリンク) 先輩デザイナーの発言から、作り手の存在を想像させる。YouTubeの視聴が難しい場合は、本ウェブサイトや「先生・生徒用コンテンツ」の「コピー商品撲滅キャンペーンスペシャルマンガ」及び「コピー商品の見分け方・危険性」PDFを活用する。 ・ブランド品のコピー商品は、商標権や特許権、著作権など知的財産権の侵害であることを明確に提示する。 | ・ア-① ・エ-① ・積極的に見つけようとしていたか。 ・エ-② ・発問への回答 ・エ-③ ・発問への回答 |
| 展開 30分  | ○コピー商品を見分けるポイントを知る。 ○なぜコピー商品を買ってはいけないのかを考え理解する。 ○どうしたらコピー商品を撲滅することができるかディスカッションする。 | ・資料から、コピー商品を買わないチェックポイントを10点を読み取らせる。 ・グループに分ける。 ・個人作業、グループで意見を共有した後、資料からコピー商品の様々な危険を読み取り、補足させる。 ・グループディスカッションにより理解を深めつつ、具体的な政策提言を考えることで、個人と社会との関係を意識させる。 | ・イ-① ・ウ-①、② ・エ-③、④ ・読み取った内容や共有した意見をメモに取らせ理解度を確認する。 ・ア-②、③ ・イ-②、③ ・ウ-②、③ ・ディスカッションへ積極的な参加、提言の鋭さを確認する。 |
| まとめ 10分  | ○グループでのディスカッションで出た意見等をクラスで共有し、どうしたらコピー商品を撲滅できるのか、具体的な政策提言を試みる。 | ・まとめにかけられる時間に応じて共有する意見の数を調整する。すべてのグループに発言を求め、主なグループを授業者が示してもよい。 | ・イ-③ ・ウ-③ ・発言内容の確かさ、聞いてもらおうという意欲の強さ、論理の明晰さで確認する。 |

Ⅰ (3)本時のハンドアウト

どうしたらコピー商品を撲滅することができるのか

////////////////////////////////////

- 1** コピー商品を購入することについて、先輩デザイナーは「作り手の思いを踏みにじること」といって後輩を諭しています。コピー商品が出回るとは、企業や作り手(クリエイター)にどのような影響を与えるか、考えてみましょう。

回答:

- 2** コピー商品を製造・販売することは、

_____ など _____ を侵害する違法行為である。

- 3** コピー商品を見抜く10の視点が示されています。確認して大切な点をメモしましょう。

回答:①正規品のデザイン

②シリアルナンバー

③商品説明

④出品価格

⑤受取評価前

⑥評価やプロフィール

⑦支払方法

⑧サイト

⑨取扱商品

⑩購入後の返品

- 4** そもそもなぜコピー商品を買ってはいけないのでしょうか。考えられることを書き出しましょう。

●自分の考え

●グループのメンバーの考え

●資料から読み取ったこと

⋮
⋮
⋮
⋮
⋮

⋮
⋮
⋮
⋮
⋮

5 ディスカッション

- 5-1 あなたのグループでのディスカッションで提案された「どうしたらコピー商品を撲滅することができるか」のアイデアを書き留めましょう。

[]

- 5-2 他のグループのディスカッションで提案された「どうしたらコピー商品を撲滅することができるか」のアイデアを書き留めましょう。

[]

氏名:

所属:

年

組

番

日付:

年

月

日

Ⅰ (4)本時のハンドアウト回答例

どうしたらコピー商品を撲滅することができるのか

- ①** コピー商品を購入することについて、先輩デザイナーは「作り手の思いを踏みにじること」といって後輩を諭しています。コピー商品が出回るとは、企業や作り手(クリエイター)にどのような影響を与えるか、考えてみましょう。

回答: 本来売れるべき商品が売れなくなる(企業の利益損失)、品質の悪いコピー商品が、商品や企業イメージを悪化させる(信用の失墜)、作り手(クリエイター)のやる気を削ぐ(創作意欲の低下)等

- ②** コピー商品を製造・販売することは、

商標権 ・ **特許権** ・ **著作権** など **知的財産権** を侵害する違法行為である。

- ③** コピー商品を見抜く10の視点が示されています。確認して大切な点をメモしましょう。

回答: ①正規品のデザイン **信頼できる情報源かを確認、出品者や店舗スタッフに写真や実物を確認**

②シリアルナンバー **シリアルナンバーが付いているか、ナンバーの付け方、正規店への確認**

③商品説明 **購入時期、場所、入手価格などの確認、ネット取引の場合は商品画像の有無を確認**

④出品価格 **商品の相場を調べ、大幅な値下げの場合は警戒**

⑤受取評価前 **事前に見ていた情報とあっているかを確認**

⑥評価やプロフィール **以前悪質なトラブルがなかったか、購入者に不利な条件が書かれていないかを確認**

⑦支払方法 **銀行振込しか選べないか? カードや商品代引を不可としていないかを確認**

⑧サイト **個人情報の入力画面アドレスがhttps://~か、店舗情報がフリーアドレスや携帯番号のみか、サイトの評判を確認**

⑨取扱商品 **商品に偏りがいないかを確認**

⑩購入後の返品 **買う前に返品可否を確認**

- ④** そもそもなぜコピー商品を買ってはいけないのでしょうか。考えられることを書き出しましょう。

●自分の考え

気づかぬうちに犯罪に加担してしまう。個人情報が利用される可能性がある等

●グループのメンバーの考え

化粧品や食品などは体を壊すことがある。フリマアプリなどで自分がコピー商品を売ってしまう可能性がある等

●資料から読み取ったこと

犯罪組織の作ったものを買うことで、犯罪に関わってしまうことになる等

- ⑤** ディスカッション

5-1 あなたのグループでのディスカッションで提案された「どうしたらコピー商品を撲滅することができるか」のアイデアを書き留めましょう。

コピー商品を買わないことで、犯罪組織の利益にならないため、コピー商品をつくることがそもそもなくなる等

5-2 他のグループのディスカッションで提案された「どうしたらコピー商品を撲滅することができるか」のアイデアを書き留めましょう。

コピー商品を持っている友人がいたら、コピー商品の危険性を教える。コピー商品を見かけたら、警察に通報する等

氏名:

所属:

年

組

番

日付:

年

月

日

5 授業観察の視点

- ア [特許庁令和2年度スペシャルマンガムービー『コピー商品撲滅キャンペーン 買わない 売らない 買わせない!』\(YouTubeが開きます。外部サイトへリンク\)](#)から本時において学ぶべき内容を適切に拾うことができるかに着目したい。
- イ ディスカッションにおいて積極的に発言するだけでなく、他者の意見に真摯に耳を傾け、自らのグループ意見をまとめ、更に望ましい提言へとまとめようとする努力ができるかに着目したい。